

会 長	局 長	次 長	係 長	係

合議

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

奄美市農業委員会

第 1 回定例総会議事録

署名委員 前田孝徳

署名委員 松崎文好

## 奄美市農業委員会第1回定例総会議事録

1. 招集日時 平成28年1月27日(金) 午後3時00分～

2. 招集場所 市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	柴清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員 なし

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平

笠利分室長 有川 衛

住用分室長 茂木 幸生 住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

- ・事前協議委員の選定について
- ・八丈町農業委員会の視察研修について
- ・2月定例総会等の日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地の認定について

議案第5号 農業振興整備計画変更申請に伴う農用地区域(除外)の決定について

- 議案第 6号 農御寝項整備計画変更申請に伴う農用地区域(軽微変更)の決定について
- 議案第 7号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第 8号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第 9号 名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について
- 議案第10号 笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について

#### 協議事項

#### (4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。  
これから、平成29年第1回定例総会を開会いたします。

(欠席委員なし)

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員に6番前田 孝徳委員と7番 松崎 文好委員の  
2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第1号から議案第10号までの10件  
を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としており  
ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたし  
ますが、本案には会長の調査報告案件が含まれておりますので、議長を会長

議 長	<p>代理と交代して議事を進めたいと思います。</p> <p>(議長交代)</p> <p>(松崎会長代理)</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.56につきましては、先月保留になった案件で売買による所有権移でございます。受人は新規で9ページは営農計画書が添付されており、取得地にはバナナ、野菜等を植栽する予定で問題はないものと判断いたします。</p> <p>No.1につきましては、贈与による所有権移転でございます。15ページにありますように受人はミカン21アールを栽培しており、取得地にもバナナやミカンを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.2につきましては、売買による所有権移転でございます。27ページにありますように受人はミカン13アールを栽培しており、取得地にもミカンを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上3件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.56の譲受人について、調査報告をいたします。</p> <p>この案件は昨年12月定例会において申請地番と譲渡地番が違うのではないかとの事で保留とした案件です。</p> <p>1月24日午後1時30分から譲受人と譲渡人及び肥後委員、事務局笠利分室の有川で申請現地にて確認を行いました。土地の所在については、申請</p>

書のとおり地番、面積等間違いないそうです。譲受人は龍郷町芦徳から宇天の海老養殖場に行く途中の元龍郷真珠養殖場跡地を購入し居住されております。譲受人の農地所有については、先月の3条申請書の受付確認において龍郷町農業委員会の耕作証明の添付がなく営農計画書が添付されておりましたが、申請人は住居地内で農業を営んでいる旨のお話がありましたので、確認のため龍郷町農業委員会で農地情報の提供をして貰いました。住居地周辺は宅地になっており農地としての耕作の届出はないとの事でした。先月は保留となりましたが、先月の調査時点で譲受人と電話連絡が取れなかったため龍郷町農業委員会で家を教えて戴き直接譲受人宅を訪問いたしました。宅地面積は約2,000平方メートルあり、宅地内には約8畝位のハウス（木造にガラス窓枠）を設置しマンゴー、観葉植物類また、その周辺には5畝位に野菜類が栽培されておりました。敷地内に作業機械としてバックホー（ユンボ1.5）が置かれており譲受人本人が運転作業を行うとの事でした。農作業等の従事経験等につきましては、譲受人は旧名瀬市で生まれ育ち大阪へ出て結婚されて、岡山県で会社を営む傍ら大分県の湯布院で別荘を持ち果物や稲を作っていたので農業の経験はあるとの事、今回奄美の暖かい所で農業をしたいと湯布院の土地は全部処分してきたとの事です。現在の家族は3名、主人と子供がいるので取得する土地には野菜とバナナを栽培したいとの事でした。現在申請農地には譲渡人がサトウキビを植えているので収穫後に引き渡しを行いたいとの事でした。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりですのでご報告いたします。以上です。

11番

（肥後委員）

農地法第3条の規定により許可申請No.56、この件は売買による所有権移転の案件ですが、事務局からの説明のとおり12月の定例会で提出された同申請書と渡人の意見の不一致と受人に連絡が取れない等の理由で保留になった案件です。今回再提出されましたので私は渡人と土地の調査でしたが、事務局からの連絡で申請の現地で会う事といたしました。

1月24日午後1時30分申請の土地に渡人、受人、笠利分室長、私肥後が集まり話しを伺いました。渡人からは申請の土地はこの土地に間違いはない事、申請書の記載に間違いはない事、現在植え付けてあるサトウキビについては今期収穫後土地を引き渡す事が約束されている事等が確認出来ましたので、許可するに問題はないと考えます。以上です。

3 番

(山下委員)

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請No. 1 について、受人と土地の報告をいたします。

1 月 2 1 日 (土) 午後 2 時に受人に直接お会いしてお話を聞き、受人、ご主人、山下推進委員、私の 4 名で申請地の確認を行いました。受人と渡人は姉妹です。お姉さんは大阪に住んでおり今後島には帰らないので、今回妹さんに所有権移転の贈与をする事にされたとの事です。24 ページをご覧ください。申請地は自宅の裏手の山にあります。1 筆は歩いて 1 ~ 2 分程登った所でありタンカンが 8 0 本程、ポンカン、キンカン等も 1 0 本程植えてありました。1 0 年程前から使用しているとの事で綺麗に管理されていました。もう 1 筆は先程の場所から歩いて 1 分程登った所にあります。片側は山で片側は崖の平たい高台になっています。現在は休耕地ですがユンボを入れて整地をしてバナナやタンカンを植えるとの事でした。25 ページをご覧ください。1 月 2 3 日 (月) 午後 2 時に借入地の地主さん、受人のご主人、山下推進委員と私の 4 名で経営農地の確認を行いました。経営農地はテレビ塔の近くにあり、申請人の自宅より来るまで 1 0 分程の場所にあります。地主さんが 3 5, 0 0 0 平方メートルの山を所有しています。その地主さんが 1 0 年程前に椎間板ヘルニアになり管理が難しくなったために 2, 1 0 0 平方メートル分の管理を任せられたとの事です。経営農地にはタンカン、ポンカン、赤ミカンが各 2 0 本、計 6 0 本程綺麗に管理されていました。年間 2 0 ~ 3 0 万円を販売目標にしているとの事でした。草刈や収穫等の農作業や管理を 8 1 歳のご主人の 2 名で行っているとの事です。息子さんが 3 名現在は東京におりますが定年後は後継者として島に戻るとの事です。意欲的に取り組んでおり常時従事する事や耕作地への距離からしても問題ないと思います。なお、「第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号」については別紙のとおりですので報告いたします。以上調査報告を終わります。

事務局

(池次長)

農地法第 3 条の規定による許可申請No. 1 につきまして、渡人の調査報告をいたします。

1 月 1 9 日午後 1 時 2 0 分に渡人本人に電話をしました。山下委員がおっしゃる様に姉妹であり、本人に申請書の記載事項を説明し相違ないか確認したところこれに相違ないという事でした。以上の事から申請書とおりにある事を確認した事を報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

1 番

(前山委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.2について報告をいたします。

1月17日に譲受人は私の高校の同級生でありまして去年から土地について相談を受けておりました。対価が一寸高いのではという事で伺いましたが対価の事は言わないで下さいという事で、現在はビッグⅡで造園師としての仕事をしております。この申請書のとおり間違いのないという事で、この地区は水もあり便利が良いのでこちらを選びましたという事でした。

渡人には1月17日のお昼に自宅を訪問しましてお話しを聞きましたが、本人が高齢だという事で丁度娘さんがおられ、娘さんと話しましてこの申請書のとおり間違いのないという事でした。これは以前流動化で貸していたのですが借りる人がいなくなったので今回売買という事で売りますという事によりましてお願いしますという事でした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

1 2 番

(濱手委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.2の土地について報告いたします。

1月23日午後1時30分に譲受人と現地待ち合わせをし、現在の畑の状況を見ながら話しを聞きました。現在勤めている会社は完全週休二日制との事、また、草刈機を1台所有しているとの事でした。畑の南側はタンカン畑で実っていました。北側の畑は綺麗に整地されておりました。譲り受ける畑の周りは2メートル程の草が伸びており、畑は見た感じ40センチメートル程の雑草が生えている状態です。2年程前はカボチャを作っていたとの事でした。この畑は草刈りをしてミカン畑にするとの事でした。機材、完全週休二日制等を考慮しますと農業に従事する時間は十分にあると思います。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思いますので報告いたします。以上です。

議 長

(松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 5 番

(吉委員)

No.56の農作業従事が3名となっておりますがこれは誰になりますか。

事務局

(有川笠利分室長)



<p>1 5 番</p>	<p>これは、本人と旦那さんと子供になります。</p> <p>(吉委員)</p> <p>この場所ですが、この近くに5条申請が出て来ますが、本当に果たして農業をやる積もりで買うのか、将来的に別の考えがあるのではないかと疑ってしまうのですが、これは本当に農業をやろうという気持ちで買われるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>一応これについても現地の方で色々確認いたしました。本人に農地法では農地として3条で取得した場合は土地は4、5条では動かさせませんよという事と、もし申請の段階で間違った申請であるという事であれば農地法によって罰則もございますがという話しもいたしましたら、いや、そういう事はございませんと、農業をいたしますという事でした。</p>
<p>1 5 番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>この近くが5条で出て来るもので、本当に農業をやる積もりで買ったのか一寸心配になったもので一応聞きました。職業は農業ですよ。</p>
<p>事務局</p>	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>農業です。先程説明しました様に住居の方まで出掛けて行って確認しましたら、1.5のバックホーを持っていらっしゃるこれで農業をするという事で、敷地は宅地にはなっているのですがハウスも有りますし、2,000平方メートル程の宅地で大方農業という形で野菜等も栽培されております。確認いたしました。</p>
<p>1 5 番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>もうひとつよろしいですか。夫婦でやられていると言うのに旦那さんではなく奥さんの名前で申請されたというのは何か理由があるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>旦那さんは余り農作業は出来ないという事でこういう形になっています。</p>
<p>1 5 番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>はい、分かりました。</p>

1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>今吉委員から質問があった様に私達もその事が気になっていましたので、事務局の方からちゃんとこれは3条で農地の売買ですから、農地以外には簡単には代えられませんという事の注意はありました。一応本人がその様に答えますのでそれ以上疑う事は出来ないと思います。</p>
4 番	<p>(榮委員)</p> <p>No. 1 で 2 5 ページの利用権設定では期間が記されてなく、例えばNo. 2 の方は利用権設定の期間が3年間となっていますがどうなっていますか。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>これは申請が出ています。使用貸借の10年間です。10月6日受け付けており、期間が始期平成28年11月1日終期平成38年10月31日までの10年間です。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第4</p> <p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.1 につきましては、有料駐車場を建設するための申請でございます。</p> <p>申請地は名瀬平田町の新朝戸トンネル手前の都市計画区域内で、周りは住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による、調査意見の報告を求めます。</p>
<p>1番</p>	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請No.1の申請人について報告いたします。</p> <p>申請人の連絡場所が行政書士になっておりましたので、そちらの方に1月23日午前11時に電話を入れて確認をいたしました。その結果この申請書のとおり間違いありませんという事でしたが家族や親族が非常に多くてそれも全て調べて同意書を貰っている様でございますので間違いなく問題ないものと思われます。以上です。</p>
<p>3番</p>	<p>(山下委員)</p> <p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請No.1について、土地の調査報告をいたします。</p> <p>1月23日(月)午後3時30分に山下推進委員と2名で現地確認をいたしました。57ページをご覧ください。この地図の右側にあります佐々木石油の右側が朝戸トンネルになります。地図の左側は平田町方面になります。申請地は朝戸トンネル入口の右側で国道58号線沿いにあります。申請地は坂道ですので真ん中あたりで60センチメートル程の段差があり、平地となっております。入口は2カ所になります。現状は膝丈の草がありますが草刈をすればすぐに利用出来る状態です。周辺には農地もありませんので影響もなく問題ないと思ひます。調査報告は以上です。</p>

議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>相続関係は法務局でするのでよね。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>これは所有権移転はなく持分のままです。名義はそのまま代わりません。地目変更のみです。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>外に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 2 号農地法第 4 条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>日程第 5</p> <p>議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No. 1 につきましては、賃借権設定の案件で、公共工事に伴う詰所を建設す</p>

るための一時転用でございます。平成28年9月から使用しており70ページには始末書も添付されております。

申請地は笠利町佐仁の新佐仁橋を渡ってすぐの右側の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.2につきましては、贈与による所有権の移転で、ダイビングショップを建築するための申請であります。

申請地は用集落の手前の護岸沿いの農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.3につきましては、売買による所有権の移転で、駐車場及び資材置場を建設するための申請でございます。平成25年頃から使用しており96ページには始末書が添付されております。

申請地は名瀬福里集落の入口山側の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.4につきましては、売買による所有権の移転で、コンテナハウスを建設するための申請でございます。

申請地は笠利宇宿の大瀬海岸近くの農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上4件でございます。

議長

(松崎会長代理)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

16番

(平井委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.1について調査報告をいたします。

1月25日14時丁度に受人に直接お会いし自宅にてお話しを聞く事が出来ました。今回は賃借権の設定になります。受人は建設業を営んでおり目的は資材置場となっております。契約内容は平成28年9月22日から平成29年3月31日までとなっておりますが、許可なく事前に使用しており70ページに始末書を添付しております。また、対価は申請書のとおり間違いはないという事でした。以上で報告を終わります。

1番

(前山委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.1の貸人について報告いたします。

1月23日昼過ぎに自宅を訪問しましたがあいにく留守でしたので、夕方

電話で確認いたしました。この件はこのとおり間違いはないのですが以前から貸しており、事前協議の時にもありましたので始末書を添付してもらおうという形にして貰いました。今年の3月までという事で間違いはないという事でした。以上報告いたします。

事務局

(有川笠利分室長)

土地につきましては、68ページをご覧ください。県道佐仁赤木名線の佐仁から用に向かって行く集落の入口付近の橋から露地に入るその角の方です。近くには2級河川の佐仁川がありまして、今回はその隣接地に農業集落排水佐仁地区の汚泥処理施設の建設をするという事で、その隣接を借り受けるという事です。以上です。

11番

(肥後委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.2の受人について調査をいたしましたので報告します。

1月24日午前10時受人の経営するダイビングショップ店(ホテルコーラルパームス内)へ伺いました。受人は出張で留守でしたが申請書にあります渡人が私は妻で私が全て分かりますのでと申請について調査に応じて下さいました。渡人が奥様で受人が主人、二人でダイビングショップを経営するという事です。資金計画もしっかりされている様であり、申請書に間違いはありませんとの事ですので、この件については許可しても問題はないと考えます。以上です。

15番

(吉委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.2の渡人と土地について報告いたします。

渡人について先程の受人の話しの中で出て来ていましたが、1月21日午後2時に渡人と申請地において話しを聞く事が出来ました。今回申請したのはスキューバダイビングショップの店舗建設を予定していて申請書のダイビングショップの経営を夫婦でやっているという事で、代表であるご主人が受人として申請したとの事でした。申請書の内容は特に問題はないものと思われます。

土地につきましては、2筆とも用集落の端に位置しまして隣には別荘や人家があり、また、海岸の傍にあるため農業をするには条件も悪く特に問題はないものと思われます。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

す。以上です。

2 番

(西委員)

農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 3 の受人と土地について調査報告をいたします。

1 月 20 日 (金) 午前 11 時頃受人の朝仁新町の事務所の方で聞き取り調査をしました。取得した理由としては記載してあります様に建設関係の駐車場及び資材置場が必要なため借地でしたが、所有者からの打診があり今後も駐車場及び資材置場として利用する事にしたいという事です。地番、面積、対価等申請書のとおり間違いがないという事です。

申請地は 91 ページに写真がありますが、小宿小を通りまして福里入口の山沿いにあります。平成 25 年頃から駐車場及び資材置場として利用しておりましたという事で始末書もありまして、農地法について十分理解していなかったため済みませんという事です。今現在もダンプやユンボ等資材置場として利用されています。場所は小さな川を挟んで周りは宅地となっています。以上です。

事務局

(池次長)

農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 3 の渡人について報告いたします。

1 月 19 日午後 1 時 25 分に渡人本人に電話いたしました。本人に申請書の記載事項を説明し相違ないか確認したところ、これに相違ないという事でしたので報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 4 について調査報告いたします。

譲受人が兵庫県にお住まいのため事務局にて 1 月 23 日午前 11 時頃譲受人へ電話にて申請書及び調査事項等に基づき確認いたしました。まず譲受人の氏名、住所及び譲渡人の氏名、住所、申請土地の所在、面積、権利の種類、売買単価及び転用計画、時期等について調査いたしました。譲受人は年齢が 69 歳でお仕事はされていない (無職) との事で、現在の住まいは持ち家で息子さんとお住まいとの事でした。転用計画については、計画のとおりコンテナハウスを建て暫くの間は別荘的なもので貸別荘的なものではなく家族や親戚等の利用を計画しているとの事で、将来は居住を目的とした一般住宅を建設したいとの事でした。管理につきましては、奄美市名瀬や龍郷町に

	<p>従姉妹がおり、また、管理会社等の利用も考えているとの事でした。工事計画については、許可次第設計を依頼したいとの事でした。申請書のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひしますとの事でした。以上です。</p>
<p>8 番</p>	<p>(野崎委員)</p> <p>議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請No. 4 の譲渡人について調査報告をいたします。</p> <p>1 月 2 2 日午後 2 時譲渡人宅へ伺いましてお話をお聞きしました。譲受人に譲渡する事に間違いはないという事でした。申請地の周りは別荘地と住宅地になっております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
<p>1 1 番</p>	<p>(肥後委員)</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請No. 4 の土地について調査をいたしましたので報告いたします。</p> <p>1 月 2 4 日午後 1 時に現地に行き調査しました。9 9 ページをご覧下さい。今回の申請地は以前 5 条申請で許可済みの土地の奥側になります。そちらは住宅の建築中で家主さんに農業委員会から調査に来た事を告げましたら、その土地は私の次の土地であると教えて戴きました。申請の図面とも合致しました。現在の土地の状況は手入れされていないキビが立ったままで、事前着工はされておりました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。</p>
<p>4 番</p>	<p>(榮委員)</p> <p>No. 1 の方ですが、期間が 2 8 年 9 月 2 2 日から 2 9 年 3 月 3 1 日までとなっておりますが、これが農振除外の議案第 5 号の件と絡んで佐仁の農業集落排水事業汚水処理施設建設のためとありますが、これは現在建設がなされているのですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(松崎会長代理)</p> <p>はい。</p>
<p>4 番</p>	<p>(榮委員)</p> <p>もう終わる直前ですか。</p>



議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>いいえ、まだ20～30パーセントですかね。この土地と浄化槽とは側溝を隔ててすぐ隣です。</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決しました。</p> <p>日程第6</p> <p>議案第4号非農地の認定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p> <p>No.1につきましては、以前より道路敷地として利用しており、農地として利用できないための申請であります。申請地は浦上町の工業高校から来る市道と国道が交わる付近で、現地については担当調査委員による調査意見があると思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上1件でございます。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>

16番

(平井委員)

非農地の認定のNo.1について調査報告いたします。

1月25日14時15分、申請人に電話したのですが詳細については分からないという事で、お父さんにお話しを聞く事が出来ました。約30年前に購入し4年前に息子さんに名義変更したとの事でした。場所は111ページと隣のページの写真を見て下さい。N1パチンコと本茶トンネルの間になります。国道と並行して走っている道路の一部となっております。話しを聞く中で本人はこの道路の方ではなくもう少し山手の方を購入したという認識ではあったのですが、地籍調査の後に実際はこの道路の部分にあったというのが分かった様です。場所の方は1月25日13時15分頃前山委員と一緒に現場を確認いたしました。現在の状況としてはアスファルトの道路、法面の一部となっております。以上で報告を終わります。

議長

(松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第4号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

議事を再開いたします。

日程第7

議案第5号奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)について、を議題といたしますが、本案には会長及び代理の調査案件が含まれておりますので、

	<p>議長を前田委員と交代して議事を進めたいと思います。</p>
議長	<p>(議長交代)</p> <p>(前田委員)</p> <p>議案第5号奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.1につきましては、自動車整備工場建設のための申請でございます。申請地は名瀬市街地から行くと新朝戸トンネルを抜けてすぐ左側で、除外についてはやむを得ないものと考えられます。</p> <p>No.2につきましては、農集排事業・汚水処理施設建設のための申請でございます。申請地は笠利町佐仁の先程あった一時転用のすぐ傍の農地で、除外についてはやむを得ないものと考えられます。</p> <p>No.3につきましては、一般住宅を建設するための申請でございます。申請地は大笠利の文化センター近くの農地で、除外についてはやむを得ないものと考えられます。</p> <p>以上3件でございます。</p>
議長	<p>(前田委員)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
1番	<p>(前山委員)</p> <p>農振除外のNo.1の案件の申出人について報告いたします。</p> <p>電話をして聞きましたら申請書のとおり間違いありませんという事でした。これは我々農業委員会が最終決定をする訳ではありませんので時間は掛かります、お待ち下さいねと言いましたら、分かりましたという事でした。以上です。</p>
12番	<p>(濱手委員)</p> <p>土地についての調査報告をいたします。</p>

この土地の場所ですが、朝戸トンネルを朝戸側に向かって出てすぐ左側を60メートル程行った所で、南側には高田電気の車庫と倉庫がありまして、北側には中古車の販売所と修理工場があります。道路右側もまた整備工場になっています。ですのでここは殆ど農地ではありません。それからしますと別に問題はないのではないかと感じました。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)No.2について調査説明いたします。

申請人奄美市長 朝山毅(笠利建設課扱い) 1月24日午後1時40分頃から現地にて松崎委員、笠利分室有川とで笠利総合支所建設課長補佐及び担当職員から説明を受けました。申請地につきましては、変更理由のとおり佐仁地区における農業集落排水事業に伴う汚水処理施設の設置のためでございます。同事業は事業年度平成25年から平成30年までの6年間の事業により、笠利町佐仁集落1区・2区、処理人口330人、処理戸数191戸を対象に、農村生活環境整備及び生活雑排水等による公共用水域の水質保全や集落環境の改善を図る目的により計画されました。平成25年度～平成27年度にかけて集落内の汚水管路の敷設工事を行い、平成28年度～平成29年度にかけて汚泥処理施設建設工事を行い、平成29年度末に一部供用を予定しているとの事です。処理施設用地(同申請地)につきましては、農用地地区の外郭に当たり、また、集落外接に県道を挟み二級河川佐仁川と隣接し、集落からの勾配が同地周辺に傾斜しており汚水管路の取り付け及び処理水の放流に適している事から同地の選定を行ったとの事です。汚泥の処理方法は沈殿分離及び曝気を組み合わせた方式で末端マンホールから処理場まではポンプアップだそうです。同申請地の農振地域からの除外はやむを得ないものと考えますが、ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

7番

(松崎委員)

農業振興地域整備計画変更No.2について調査報告をいたします。

この土地は平成19年頃に今のこの話がありまして、この時点から農作物がツワブキとかアザミを植えて現在に至っています。1月24日笠利総合支所課長補佐、事業所監督から色々聞き取り調査をいたしました。農業集落排水事業佐仁集落地区です。平成25年から平成30年まで6年間の長期の事業ですが先程も説明にありましたが平成29年度末には一部供用開始の予定との説明でした。人家と施設までの距離が約100メートル程ありまし

て、一番集落民が心配していましたのがこの施設からの臭気ですね、季節風の時には海岸から山手の方に風がありますので何ら関係はありませんが、これから4、5月先逆に南風が吹きますと臭気が集落内に来るとではないかと一番懸念していたところなのですが、現場の監督また課長補佐からの説明では、この臭気を出さないために地下に施設を造るという事で、全くこの臭気関係は心配ありませんという事でした。施設周辺に絶対に被害を及ぼす事がない様に万全を期して集落の皆様に迷惑が掛からないようにしますとの説明を受けました。詳しい事は先程事務局の方からも説明がございましたので私の方からは省かせて戴きます。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

15番

(吉委員)

議案第5号奄美農業振興地域整備計画変更(除外)について、申出人から申請のあったNo.3の申請地について調査いたしましたので報告いたします。

1月21日午後1時に現地において申出人から話しを聞きました。この農用地利用計画変更申出書の内容については間違いのない事でした。申請地は中学校グラウンドの隣で、また、道の向かいには人家があり、現在は申出人が野菜や果樹を栽培しています。除外後は親戚関係にある利用者が一部を分筆して住宅建設をする事でした。

なお、面積が2,467平方メートルもありますが、道路沿いを除き後ろの方は下に下がり段畑になっていて、平地は道路沿いの一部だけあります。今後農業上の整備事業等は出来ないのもので特に問題はないものと思われまます。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長

(前田委員)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番

(吉委員)

No.2について、この書類を見るとNo.1もNo.3も代替地の検討をしているのですが、この処理場については他に検討されなかったのでしょうか。それと川の向かいには水道の処理場もあったと思うのですが、そういった関係で施設について代替地の検討はされなかったのかどうかお聞かせ下さい。

農林振興課

(勇主査)

代替地の検討につきましてですが、申請続紙にありますとおり代替地の検

	<p>討をしていないという記載があります。これにつきまして担当の笠利建設課の説明といたしましては、佐仁地区における農集排推進協議会でこの候補地を選定したと、それありきという形でその協議については平成25年以前に行われていたという事で、他の土地も探したのですけれどもこちらが一番の適地だという形の判断があったという事で話しを聞いております。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>他は検討しなかったという事ですか。</p>
農林振興課	<p>(勇主査)</p> <p>そうですね。担当者としては、いかに公共性があっても農振農用地以外での検討をして欲しかったのだがという意見は申し伝えました。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>先程も調査委員の方から報告があった様に風向きによっては心配もある訳ですから、もう少し上の方ではどうかという、そういった検討はしなかったのかなと思っております。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>これについては、曝気槽と浄化槽これを並行して下にコンクリートで底盤を敷いて、家庭内にあるものの大型を設置してまたセメントをして、臭気に対しては臭気槽というのがあってその上に土を被せて土から逃がすという事です。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>佐仁の方はこれで皆納得したという事ですね。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>それはそうです。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>(前田委員)</p> <p>他に質疑ございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第5号奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます

よって、議案第5号奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第8

議案第6号奄美農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

No.1につきましては、牛舎建設のための申請でございます。申請地は住用町川内の奥の方の農地で、施設用地として利用するものでやむを得ないものと考えます。

以上1件でございます。

議長

(前田委員)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

14番

(中村委員)

議案第6号奄美農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)No.1について調査報告をいたします。

1月26日午後2時申出人から聞き取り調査を行いました。現在22頭の繁殖牛を飼育されており現牛舎が手狭になり、今回規模拡大のために隣接に新たに牛舎を建設したいとの事でした。申出書の記載内容についても相違な

	<p>い事を確認いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
5. 番	<p>(福島委員)</p> <p>議案第6号奄美農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)No.1について調査報告をいたします。</p> <p>1月26日午前9時に現地において申出人に会い、牛舎建設予定場所に同行しました。現場は既に白いテープで線引きされ提出された164ページの牛舎配置図のとおりでした。申出人に今後の経営計画を聞いたところ、増頭を強く望んでおり牛舎建設の必要性を感じました。軽微変更認定申出についてよろしくお願ひしますとの事でした。以上報告します。</p>
議 長	<p>(前田委員)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>牛舎を造るのに農振地域の変更も必要なのでしょうか。</p>
農林振 興課	<p>(勇主査)</p> <p>牛舎を建設する場合には、農業振興地農用地には建設は出来ません。必ずその占有する面積につきまして農業施設用地という形で形質の変更のみですので、これは軽微な変更という形になっている訳ですけれども、ただし県との協議と協議結果の確認が必要な事案であり除外ではありませんので形を変えるという事ですので、その認識とご意見は必ず農業委員会の皆様に戴く事になっておりますのでそういった形を採っておりますが、除外ではないという事をご理解戴いて農地のまま農業施設用地として牛舎が占有する部分のみを変更するという協議ですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。この処理は必ず牛舎建設の際は必要な処理になります。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>そうであれば、農振農用地地域であれば農業用のトラクター等を入れる倉庫を造る場合でもしなくてはならないのですか。</p>
農林振 興課	<p>(勇主査)</p> <p>そうですね、占有面積によっては必ず必要な形にはなります。</p>



1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>200平方メートルまでは手続きだけで良いとの話しを聞いたのですが。</p>
農林振 興課	<p>(勇主査)</p> <p>はい、それ以上になると必ず必要な処理になります。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>現在牛が何頭いて何頭増頭予定なのか教えて下さい。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>現在22頭ですが、増築する牛舎は20頭です。全体的に言うと40頭規模の牛舎という事になります。</p>
議 長	<p>(前田委員)</p> <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第6号奄美農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます よって、議案第6号奄美農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>(議長交代)</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>日程第9</p> <p>議案第7号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には濱手委員に関する事項が含まれております</p>

ので、濱手委員の退席を求めます。

(濱手委員退席)

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第7号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます

よって、議案第7号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

濱手委員の着席を求めます。

(濱手委員着席)

日程第10

議案第8号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(有川笠利分室長) (事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第8号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第8号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第11 議案第9号名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長) (事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第9号名瀬地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号名瀬地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第12

議案第10号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（有川笠利分室長）

（事務局の朗読及び説明）

会 長

（前山会長）

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第10号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号笠利地域農用地利用集積（農地中間管理事業活用）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移します。

- ・奄美市農業委員・農地利用最適化推進委員の活動日誌について

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします

お疲れ様でした。

平成29年1月27日

奄美市農業委員会

会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作成者 川内 進